

○寒川町集会所運営費交付金交付基準

昭和60年4月1日

改正

昭和62年4月1日

平成元年4月1日

平成3年4月1日

寒川町集会所運営費交付金交付基準

(趣旨)

第1条 寒川町集会所新築等補助金交付要綱(昭和60年7月1日施行)第4条第1項第4号の規定に基づき、寒川町集会所運営費交付金(以下「交付金」という。)は、この基準の定めるところによる。

(補助金の交付額)

第2条 交付金は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 1集会所に対し、均一に交付する額は、30,000円とする。ただし、当該年度の途中で集会所を新設又は取り壊した場合については、月割りで得た額とする。
- (2) 借地料を支払っている集会所に交付する額は、自治会が地主に対し支払っている借地料又は町が算出した民有地借用料の基本価格のいずれか低い額とする。

(交付金の端数整理)

第3条 前条により算出した合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、取り扱いその他の事項については、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年10月1日規則第7号)及び寒川町集会所新築等補助金交付要綱(昭和60年7月1日施行)の定めるところによる。

(施行期日)

第5条 この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この基準は、平成3年4月1日から施行する。